

公文書一部開示決定通知書

平成31年3月29日

野村 一也 様

蘭越町長 金 秀 行 印

平成31年3月15日付けで請求のありました公文書の開示について、次のとおり一部を開示することと決定しましたので、蘭越町情報公開条例第13条第3項の規定に基づき通知します。

1 請求に係る公文書の名称又は内容	蘭越町がチセヌプリスキー場を売却した際における以下の文書 1 蘭越町が作成した売却条件を示す文書 2 購入を申し出た事業者の提案文書 3 売却先の選定理由またはそのプロセスを示す文書 4 蘭越町が売却先を決定する際に作成した稟議書。ただし、決定に関わった担当者のお名前がわかる文書であること 5 売却を示す契約書 6 売却にあたって、北海道が事前に売却先または売却条件、あるいは売却後の使用について条件をつけたのであれば、それを示す文書	
2 開示の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 郵送	
3 開示の日時	平成31年4月2日	午前 午後 10時00分
4 開示の場所	蘭越町役場（商工労働観光課）	
5 開示しない部分の概要及び理由	概要	当該法人等の競争上の地位が不当に損なわれると認められる箇所及び選定に係る検討に支障があると認められる箇所
	理由	蘭越町情報公開条例第9条第1項第1号及び同条第3号アに該当
6 開示しない部分を開示することができる期日	年 月 日	
7 担当課等	商工労働観光課	
8 備考		

注1 当日都合が悪い場合又は不明な点がありましたら担当課に連絡願います。

2 開示を受ける際は、この通知書を提示してください。

3 6の欄は、開示することができる期日をあらかじめ明示できるときにその期日を記入してありますので、開示を希望する場合には、当該期日以後に改めて開示請求してください。

教 示

1 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、蘭越町長に対して、審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日(前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、蘭越町を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。